

令和3年8月豪雨に伴う国有財産 (国家公務員宿舎)の無償提供について

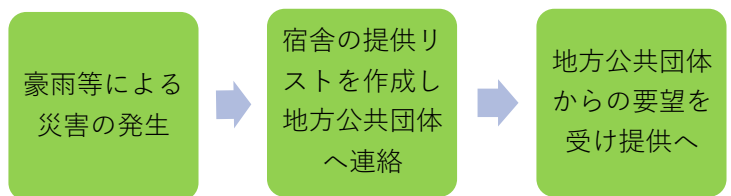
○ 今回の事例について

令和3年8月の豪雨に伴い、床上浸水等により自宅への居住が困難となった佐賀県武雄市の被災者(2世帯)の応急的な住まいとして、武雄市からの要望に基づき、武雄市武雄町大字永島に所在する国家公務員宿舎(2戸)を無償で使用許可しました。



合同宿舎永島住宅

宿舎提供までの流れ



○ 災害が発生した場合

- ・災害発生時の応急措置の用に供する場合には、被災地の地方公共団体に対して、未利用地や国家公務員宿舎等の国有財産を無償で貸付や使用許可をすることができます。(国有財産法第22条第1項第3号)
- ・災害発生前においても、災害発生の蓋然性が高い場合(警報や特別警報が発表された場合など)には、国有財産の無償貸付等が可能です。
- ・無償貸付等が可能な国有財産については、**佐賀財務事務所管財課(0952-32-7161)**にお問い合わせください。